



2012年1月20日
大阪版
(毎月第3金曜日発行)

民主党プレス民主編集部
〒100-0014
東京都千代田区永田町1-11-1
電話: 03-3595-9988 (代表)
press@dpj.or.jp
http://www.dpj.or.jp

明日の日本 生活が第一

民主党が大会

社会保障と税の一体改革へ

代表任期3年に延長

民主党は1月16日定期大会を開催して、新年度の活動方針、規約と代表選挙規則の改正を決定した。大会の前日には「全国政策担当者会議」・

「全国財政担当者会議」と「地方代議員会議」を開き、本部分針の説明と地方組織からの要望を受けた。

「全国幹事長・選挙責任者会議」を開催して、各府県連の幹事長らと意見交換をした。また、大会当日は大会前に

大阪からは大会代議員として、国会議員と府連選出代議員の中村哲之助と松崎孔両副代表が、全国政策担当者会議には半田實府連政調会長が、

全国幹事長・選挙責任者会議には尾立源幸府連幹事長らが、財政担当者会議には中村哲之助副代表が出席した。

大会で野田佳彦首相は社会保障と税の一体改革の実現に全力を挙げる決意を表明した。活動方針では「政権交代後2

年間の経験と反省を糧として……一致団結して政権を支えられるように、党の力と運営

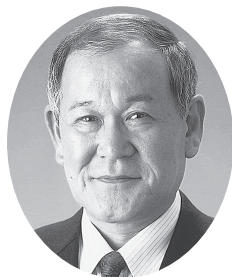
を充実させていきます」「来年は衆参とも任期満了を迎える国政選挙の年……常在戦場の体制を早急に整備し……必勝態勢を確立していきま

す」などを提案。(2〜4面に活動方針全文を掲載)

また、規約と代表選挙規則改正では①代表の任期を3年に延長②地方議員のポイントを100から141にアップ③任期途中の選挙での有権者を国会議員・公認予定者に「県連代議員」3名を追加④投票権は党員(日本国民)と日本国籍のあるサポーターに……などとした。(4面に主な改正点を掲載)

大東市議選へ

3候補予定が活動



川口 志郎

64歳 / 大東市議会議員
6期 / 野崎商事代表

〒574-10015
大東市野崎1-5-18
電話 話072(876)2722
ファックス072(879)2242

大東市長選挙と市議会議員選挙が4月8日告示↓15日投票予定で実施される。市議選挙で民主党は川口志



水落康一郎

38歳 / 大東市議会議員
2期 / 元樽床伸二事務所

〒574-10044 大東市諸福3-1-8
146 ロイヤルアルバート阪本201号
電話 話072(872)9373
ファックス072(872)9373

郎・水落康一郎両議員に加えて、新人の品川大介氏を公認した。民主党大阪府第12区総支部



品川 大介

36歳 / 元吉田治事務所
所 / 元樽床伸二事務所

〒572-10062
大東市氷野1-11-15
電話 話072(871)1186
ファックス072(871)1186

(樽床伸二総支部長)は、近隣の総支部と関係者に支援を訴え、全員の当選をめざしている。

民主党2012年度活動方針案

今、わが国は未曾有の国難とも言うべき事態に直面しています。東日本大震災からの本格的な復興、福島原発事故の確実な収束はもとより、円高や産業空洞化、雇用不安、エネルギー、地域社会や地方の活性化、岐路に立つ農林漁業や中小零細企業、年金・医療・介護など超高齢社会に備える社会保障と税の一体改革、子育て支援、教育改革など、もはや先送りすることのできない日本の再生のための課題が山積しています。

これらの課題を一つひとつ乗り越えて解決し、「国民の生活が第一。」として、国民生活の安心と安定をつくり、次代を育む国へと再生していくことは、政権交代を実現した国民に対する私たち民主党の責任であり使命です。日本の政治、さらには日本の再生そのものを力強く前進させていくために、その責任の重さを心に刻み、国会議員はもとより、政権を支える一人ひとりが、決意を新たに、自らの力と知恵の限りを尽くして、国のため、国民のため、心を合わせ、力を合わせていかななくてはなりません。野田政権が、より力強く着実に国民生活と日本の再生を進められるように、政権交代後2年間の経験と反省を糧として、強い危機感を全員が共有しつつ、一致団結して政権を支えられるように、党の力と

運営を充実させていきます。

党運営にあたっては、党内融和・一致結束のもと、党における意思疎通と対話、連携を進めていきます。

これは国会議員間や党内各部署のみならず、本部と地方組織、党と党員・サポーターなどすべてにわたる基礎をなすものです。

丁寧で徹底した対話や議論を促進すると同時に、政権党として適切な時期に党としての結論を得なくてはなりません。その結論が出たときには、一人ひとりが党と政権に対して責任を持つことの自覚のもと、自らの言動に責任を持つことが求められます。

来年は、衆議院・参議院とも任期満了を迎える国政選挙の年となります。まさに「常在戦場」の態勢を早期に整備し、政権基盤と党、地方組織の徹底的な強化を進め、これらの国政選挙での必勝態勢を確立していきます。また、国民の声、ご意見、陳情・要請にはさらに耳を傾け、正心誠意、一つひとつ着実に対応していきます。

また、今年、米中口はじめ主要各国でリーダーの選挙が行われます。民主党は、積極的に主要各国の政治家との信頼と理解を深め、わが国外交の強化にも資するために国際的な政党交流や政治家交流を戦略的に行っていきます。

民主党は、これまでの歩みを教訓として学び、至らないところ、力不足のところなど、国民のみならずからの厳しい叱咤を真摯に受け止めながら、党と政権が一体となって困難な課題に挑戦していかねばなりません。

そのためにも、党内融和を図り一致結束して、野田代表・総理を先頭に、一つひとつ課題を乗り越え、国民のみならずが政権交代をして本当によかったと実感いただけるように、「国民の生活が第一。」の政治に全力で取り組んでいきます。

政策 ■ 充実した政策論議で、震災復興と経済再生を進める

東日本大震災の本格的な復興を推進し、原発事故の着実な収束、除染対策、被災者対策の推進に全力を挙げるとともに、経済金融危機からの脱却と新成長戦略の展開によって日本経済の再生・雇用の建て直しを進めます。

平成24年度予算及び関連法案の速やかな成立と執行を図るとともに、社会保障・税一体改革、脱原発依存社会に向けたエネルギー政策の確立、地域主権改革を推進します。

歳出改革、税金の無駄遣いの根絶に向けた努力をさらに重ね、マニフェストについては、「中間検証」を踏まえつつ、その実現に向けてできる限りの取り組みを進めます。また、次期総選挙マニフェスト策定に

向けての準備に着手します。

昨年9月から運用を始めた新しい政策決定システムに基づき、全議員参加の丁寧な政策議論の充実と与党として責任ある政策方針の集約を行います。その成果を全党で共有していきます。都道府県連、地方自治体議員フォーラムとの連携を深めるとともに、全国政策担当者会議を適宜開催し、国民各層の意見を政策に反映させます。政党間の政策協議を積極的に行い、政策の着実な実現を図ります。

国会 ■ 予算・関連法案を成立させ、諸課題に取り組み

2012年度の国会活動は、1月に召集される通常国会において、平成24年度予算案とその関連法案を年度内に成立させることが最優先の課題となります。東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地の復旧・復興を加速化させるためにも、早期に予算案及び関連法案を成立させなければなりません。予算関連法案の成立には、政権与党として、与野党の協議を十分に行うとともに、昨年以上にさまざまな努力が求められます。まずは、これらの課題に全力で取り組み、その上で、野党各党の理解も得ながら、郵政改革法案、国家公務員給与削減法案、労働者派遣法改正案をはじめ、「社会保障と税の一体改革」、「選挙制度改革」など懸案となっている諸法案の成立をめざして

いきます。

■選挙対策 ■選挙に勝利する体制をつくり、政権を維持する

6月に任期満了を迎える沖縄県議会議員選挙や今年度実施される地方自治体議員選挙においては、都道府県連の新人候補者擁立を支援し、地域組織の組織基盤強化を図るために、積極的かつ着実な候補者擁立を行います。また、本行われる知事選挙・政令市長選挙において、国政与党として候補者擁立方針に基づき民主党推薦候補の擁立・勝利に全力で取り組みます。

国政選挙においては、民主党が掲げ、国民が要望する政策を実行するため、政権を継続して担うことが最大の課題となります。政権を維持するには、任期満了まで2年を切った衆議院議員、来年7月に改選を迎える参議院議員が必ず再選を果たすことに加え、優れた新人を発掘・擁立し当選を勝ち取る状況をつくる必要があります。

そのため、衆議院小選挙区・参議院選挙区で勝てる候補者の発掘を続けるとともに、現職議員・新人候補者を問わず、しっかりとした地域活動に基づく選挙基盤の確立を促進し、選挙勝利に向けた準備を進めます。

■組織活動 ■政権を担う党組織の構築を進める

政権与党としての地域組織の整備

・強化は喫緊の課題となっています。党組織の基礎となる黨員・サポーターの定時登録についてはその拡大に向けて、総支部登録目標の実現を図るべく、一層の取り組み強化を図ります。また、都道府県連と総支部の連携強化のもとに、地域における民主党の存在感が一層高まるよう、ブロック会議等において陳情対応や地方選挙対策、政策活動など、都道府県連・総支部と本部の組織強化議論を活発化させ、取り組みの改善を進めます。

地方議会改革や地域再生など地域に山積する課題に対して、地域主権へのサポートのあり方等について方針議論を進め、取り組みの改善を進めます。また、地方自治体議員フォーラムとの連携を強化し、全国研修会・総会の充実を図ります。地方自治体議員政策懇談会においては総支部、県連を通じて政策調査会と連携し、地方自治体議員との意見交換を充実していきます。

■各界交流 ■諸団体との意思疎通を図り、信頼関係を築く

政府・与党の取り組み課題や政策活動に対する各団体等の理解を広め、信頼醸成に努め、日常的な連携強化を図ることがますます重要となっています。そのため、最大の応援団である連合とはこれまで以上に中央・地方で十分な意思疎通を図り、緊密

な連携を推進していきます。経団連をはじめとする経済団体や各分野の業界団体、農畜水産団体等とは、民主党政権の政策に理解と積極的な意見反映や参加を求めながら、連携・協力関係の一層の深化に努めます。そのため、テーマごとの政策懇談会を随時全国各地で開催します。

「新しい公共」に関する取り組みは、各地の地方自治体議員と協力して、NPO・公益・市民団体との協働作業を推進します。陳情要請に関しては、その課題解決に向けて、政権与党としての政策・予算等の決定に意見反映するべく機能強化に努めます。

■国民運動 ■党の理念・政策を直接伝え、理解・支援に結びつける

党や政府の理念・政策・活動をFace to Faceの場で国民に伝え、党への理解と支援へと結び付けます。そのため、遊説局は国会会期中の都内定例街頭演説の開催と全国遊説を積極的にを行います。男女共同参画局は、①各種団体との連携、②女性新人候補支援、③男女共同参画イベント支援、④女性議員ネットワーク会議の充実などを実施します。青年局は、①学生と交流し公式インタビュー制度を充実、②都道府県青年委員会と連携し全国的な活動を展開、③国内外の諸団体や青年層との交流などを実施します。震災ボランティア室は、情報の蓄積、整理をしつつ今後

の被災支援活動の体制を整えます。さらに、各局の活動を伝えるためネットを活用した広報を充実させます。

■国際交流 ■国際情勢に対応するため、政党間交流を推進する

2012年には世界の主要国で政治指導者の選挙があります。こうした国際政治情勢に的確かつ迅速に対応できるような米国、韓国、ロシア等諸外国との党間交流を積極的に推進し、政治家同士の相互理解と信頼関係を深め政府を側面支援します。国交正常化40周年にあたる中国との友好協力関係の更なる発展に努めます。政治対話と交流に重要な役割を果たすアジア政党会議にコミットし、地域と世界の平和、安定、繁栄に貢献します。

■広報宣伝 ■各種媒体を強化し、開かれた広報をめざす

「プレス民主」は単なる党内報ではなく、党と国民を結ぶ媒体として拡充します。発行形態・頻度を効果的にするため、中長期的には週刊化も視野に、旬刊化、配送方法、号外の活用等を検討します。ウェブサイト・インターネット放送による広報体制は、主要政策のアピール強化を軸とし、デザインを含む全面更新に向け改善します。既に関心を持ってきた動画放送をさらに充実させ、視聴しやすい仕組みをつくり出します。公選法改正でインターネット

による選挙運動が可能となった場合に向け、コンテンツやシステムを整備します。

ポスター、ビラ等メディアツール制作にあたり、調査・マーケティングを行い、戦略的な活動を展開します。更なる情報発信力の強化に向け、

スマートフォンやSNSを有効活用します。党の広報板への助成を行います。

全国広報担当者会議を開催し、地域との関係を強化。党内外の双方向コミュニケーションに資する「より開かれた広報」をめざします。

党規約・代表選挙規則改正案のポイント

第1 党規約の改正について

1. 代表の権限の一部を幹事長に委任できることとする。

1) 幹事長が党務、政策、国会のすべてを統括することを明確にするため、幹事長の権限を「党運営を統括する」とあらためる。

2) 代表は、党務7委員長、倫理委員、会計監査の選任について、幹事長に委任できることとする。

3) 代表は、役員会の運営を幹事長に委任することができることとする。

2. 政策決定機関を役員会とし、その決定は常任幹事会の承認を得た政策決定手続きにもとづくこととする。『次の内閣』の規定は現行どおりとする。

3. 役員会の構成を、代表、代表代行(任意)、幹事長、政策調査会長、国会対策委員長、代表の指名する参議院役員(以上は変更なし)、選挙対策委員長、その他幹事長が指名する役職者とする。党務委員長は現行どおり常任幹事会

の構成役員とする。

第2 代表選挙制度の改正について

1. 代表任期を与野党時にかかわらず3年に延長する。

1) 代表の任期を就任から3年後の9月末日までとする。

2) 任期途中に就任した代表の任期を就任3年目の9月末日まで(任期は2年1か月から3年)とする。

3) 任期の延長は2012年9月に選出される代表から適用する。

2. 任期満了選挙の党員・サポーター投票

1) 投票単位を小選挙区単位から都道府県単位にあらためる。

2) 各都道府県に、当該県連に所属する総支部数(衆参の国会議員および公認候補予定者が総支部長を務める総支部。暫定総支部を含む。党員・サポーター登録数が100人未満の総支部、総支部長の任期が満了した総支部は除外)と同数のポイントを付与し、候補者の得票に応じてドント配分する。

3) 名寄せ、住所地寄せは従来通り

■財務■ 透明・堅実な財政運営に努め、個人献金の拡大を図る

政権を担う責任ある政党として、引き続き透明性の高い堅実な党財政の運営に努めます。その一環として調査法人による県連会計も含む点検・調査活動の充実を図るとともに、

実施する。

4) 有権者名簿の点検は、県連ごとに地方選管が所属総支部の協力を得て実施する。

3. 任期満了選挙の地方議員、公認候補予定者の投票

1) 公認候補予定者を常に有権者とする(任期途中選挙も同様)。

2) 地方議員のポイントを全国で141Pに引き上げる(現在は100P)。

4. 任期満了選挙の選挙運動期間を告示日、投票日を含め14日以内とする(現行は14日間)。

5. 任期途中選挙を大会代議員選挙とする。

1) 任期途中選挙の有権者を、国会議員、公認候補予定者、県連代議員各3名とする(県連代議員は決選投票権はなし)。ただし、特例として両院議員総会における選出の余地を残す。

2) 選挙運動期間を設け、党員等の意向を把握するための予備的調査等を解禁する。

3) 選挙日程は常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得ることと

支部経理担当者(秘書等)への研修や資料・情報提供にも継続して取り組みます。

また、個人献金の拡大をめざして、クレジットカード決済によるネット献金システムの開発検討や宣伝強化を進めます。

する。

6. 外国籍の党員・サポーター

1) 党員の入党資格を18歳以上の日本国民とする(サポーターは従来通り)。(入党申込用紙に日本国民であることの自己申告欄を設ける。すでに受け付けた党員・サポーターについては2012年の定時登録までに各総支部において確認を行う。事後に日本国民でないことが判明した場合には、登録は無効とする)。

2) 代表選挙の投票権は党員と日本国民のサポーターに付与する。(外国籍のサポーターは、代表選挙の有権者名簿に登録する際に除外する)。

3) 党員は党の構成員、サポーターは支援・応援をいただく方々であることを運用上も明確にする。(党員とサポーターの定義は規約上明記されているところであり、各総支部等における運用においてもそれを明確にする)。

7. その他、所要の改正、実務の改善など